



ケアマネ・ポート

KYOTO CARE MANE PORT

Contents

- 2 2021年度介護報酬改定を迎えて
— ケアマネジャーとして知っておきたい3つのポイント —
- 4 京都市介護サービス事業者等連絡会開催支援事業について
- 6 一般社団法人日本介護支援専門員協会 第21回近畿ブロック研究大会in京都
— 変わる時代、常に寄り添うケアマネジャー —
- 7 令和3年度理事選挙について— 立候補および推薦について—
- 8 事務局からのお知らせ／編集後記

2021年度介護報酬改定を迎えて

— ケアマネジャーとして知っておきたい3つのポイント —

ケアマネジャーにとって2021年度介護報酬改定は、1) 新設加算や通減制見直しなどの介護報酬の算定要件、2) 区分支給限度額管理の留意点、3) 運営基準の改正への対応の3項目に絞られる。加えて新型コロナウイルス感染症対策として時限的に取り扱われる項目もある。本稿では誌面の都合上、2021年3月10日現在の情報を元に概説したい。

居宅介護支援費は（Ⅰ）と（Ⅱ）に区分 — 通減制見直しの要件と特定事業所加算見直しなど —

居宅介護支援費の基本報酬は、ケアマネジャー1人当たりの取扱件数40未満が（Ⅰ）、45件未満が（Ⅱ）に区分された。それぞれ通減前件数の報酬は要介護1、2で1076単位、要介護3～5で1398単位と同額だ。（Ⅱ）の場合、一定の情報通信機器（人工知能関連技術を活用したものを含む）の活用又は事務職員の配置を行っている事業所が対象。具体的には通知待ちとなるが、情報通信機器等の活用等の体制「有無」について届出が必要となる。介護予防支援費は438単位に引上げ。委託連携加算（300単位／月・初回限り）も新設。委託連携加算は委託元事業所が算定。委託先の委託費に勘案することになっている。

特定事業所加算については（Ⅰ）505単位、（Ⅱ）407単位、（Ⅲ）309単位にそれぞれ引上げと（A）100単位が新設。新設された（A）の非常勤ケアマネジャーは兼務でも可能となった。特定事業所加算では、居宅介護支援費（Ⅱ）を算定する場合、ケアマネジャー1人当たりの取り扱い件数45件未満を上限とする取り扱いもある。また必要に応じて、生活支援のサービス（インフォーマ

ルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していることも要件化された。なお、特定事業所加算（Ⅳ）は「特定事業所医療介護連携加算」として改称。報酬は算定要件に変更はない。通院時情報連携加算（50単位／月）も新設。1人につき月1回限り算定可能だ。ケアマネジャーが利用者の受診に同行した場合の評価となる。算定要件として、医師などから受けた情報提供を居宅サービス計画に記録することが求められる。

他サービスに見直しされた加算のうち通所系サービスの入浴介助加算にも留意が必要だ。今改定で入浴介助加算が（Ⅰ）と（Ⅱ）に区分。（Ⅰ）は引下げ、（Ⅱ）は利用者が自宅で、自身又は家族等の介助によって入浴を行うことができるよう、利用者の身体状況や医師・理学療法士・作業療法士・ケアマネジャー等が訪問により把握した利用者宅の浴室の環境を踏まえた個別の入浴計画を作成し、同計画に基づき事業所において個別の入浴介助を行うことが要件となった。ケアマネジャーへの情報提供が求められる機会が増えるだろう。

区分支給限度額管理の留意点 — 新型コロナウイルス感染症対策の取り扱いに留意 —

4月～9月末までの間新型コロナウイルス感染症対策として全サービスの基本報酬に「0.1%」上乘せする特例が実施される。この上乘せ部分は利用者負担金と区分支給限度

額に反映される。さらに通所系サービスの特例にも留意が必要だ。（Ⅰ）大規模型は、前年度の平均延べ利用者数ではなく、延べ利用者数の減が生じた月の実績を基礎

とすることができる。すなわち、大規模型Ⅰは通常規模型、大規模型Ⅱは大規模型Ⅰ又は通常規模型を算定可能。(2) 同一規模区分内で減少した場合の加算も新設。通常規模型などでは延べ利用者数の減が生じた月の実績が、前年度の平均延べ利用者数から5%以上減少している場合、3か月間、基本報酬の「3%加算」も新設された。(2)の加算分は区分支給限度基準額の算定に含めないが、それぞれ利用者負担金は増額となる。

区分支給限度額管理の留意点では、同一建物減算等の取り扱いが見直し。通所系サービス、多機能系サービスの同一建物減算等の適用を受ける利用者の区分支給限度基準額管理は、減算の適用前(同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合)の単位数を用いる。併せて通所系では大規模型の区分支給限度額管理について、通所規模型の単位数を用いることになった。

運営基準の改正への対応

一通所介護等の集中率、ライフの介護情報を活用、押印廃止などー

今回の運営基準の改定により前6か月間に作成した訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用割合と、同一事業所によって提供された割合について、居宅介護支援の提供の開始に際し、前6か月間の通所介護等の集中率の情報を説明して同意を得ることが定められた。この説明時期が半年に1回か1年に1回程度となるのかも気になるところだ。

さらに今回の改定で訪問リハビリテーション以外の訪問系サービスと居宅介護支援サービスを除き、施設・通所・居住系サービスに新設された「科学的介護推進加算」等との関連にも留意が必要となる。新設加算は事業所の全ての利用者データ(ADL、栄養、口腔・嚥下、認知症等)を科学的介護情報システム「LIFE(Long-term care Information system For Evidence; ライフ)」を通じて厚生労働省に提出し、フィードバックを受け、事業所単位でのPDCAサイクル・ケアの質の向上の取組を推進することを評価するもの。居宅介護支援では、各利用者のデータ及びフィードバック情報のケアマネジメントへの活用を推奨するとされた。加えて基本方針には「介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない」と規定されている。

また全サービスの運営規程には「虐待防止のための措置に関する事項」を追加して対応することも決まった。具体的には、①事業所の虐待の防止対策検討委員会を定期的に開催するとともに、結果を職員に周知徹底する。②虐待の防止のための指針を整備。③事業所職員に対し、虐待防止研修会を定期的実施。④担当者を設置。以上4項目を実施することが必要となる。3年間

の経過措置があるものの、対応準備が不可欠となるだろう。居宅介護支援事業所を含む全サービス事業所には、ハラスメント対策の強化が求められる。居宅介護支援事業の運営基準にも「勤務体制の確保」として「職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりケアマネジャーの就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない」ことが規定されている。ハラスメント対策は職員間のみならず、利用者や家族からのハラスメントへの対応も運営規程に記載しておくことが望ましいだろう。また、「感染症や非常災害の発生時に、サービス提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(「業務継続計画」)を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない」ことも新設されている。具体的には、おおむね6か月に1回以上委員会を開催。指針を整備し研修会も定期的実施、訓練(シミュレーション)も(定期的)実施することなどが必要となる。本件についても3年間の経過措置期間を設けられているが、対応準備が必要となる。

利用者への説明・同意等に係る見直しでは、(1)書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を原則認める。(2)利用者等の署名・押印について、求めないことが可能であること及びその場合の代替手段を明示するとともに、様式例から押印欄を削除することになった。

今回の改定でケアマネジャー業務はさらに拡大したことは言うまでもない。

(顧問 宮坂 佳紀)

京都市介護サービス事業者等連絡会 開催支援事業について

この事業は、令和2年度より京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課作成の「京都市介護サービス事業者等連絡会開催支援事業要綱」に従い、公益社団法人京都府介護支援専門員会（以下「当会」という）が実施しています。

これまで各区・支所単位で、介護サービス事業者の自主的な活動として実施してきた連絡会等を、京都市全域の介護サービスの向上を目的とし、当会ブロック委員会が中心となり、開催支援を行うものです。

しかし、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響にて、例年どおりの開催ができず、これまでの集合型の研修や事例検討会以外に、オンライン形式を導入する等、新たな視点を取り入れ、苦戦しながらも各区支所の実情に合わせ事業を進めています。

<令和2年度の事業計画>

- 1) 介護サービス事業者・介護支援専門員を対象とした連絡会の開催支援
- 2) Webセミナー「京都式」ケアプラン点検研修の実施
- 3) 「京都式」ケアプラン点検ガイドライン（改訂版）の事業所配布
- 4) 地域特性を活かした活動支援

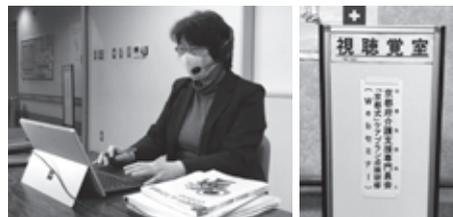
<令和2年度活動報告>

Webセミナー「京都式」ケアプラン点検研修の実施

令和3年1月23日(土)、2月13日(土)、2月18日(木)のいずれも14時～17時でWeb会議システムのZoomを使って実施しました。Webでの受講環境が無い方でもご受講いただけるよう、第3回については当会研修センターを会場として設定いたしました。3日間で計156名の方にご受講いただきました。(内、アンケート回答：142名)

受講後のアンケートでは「ガイドラインに沿ってケアマネジメントの過程を点検し、自らの気づきがあった」と回答した方が88.0%ありました。また、今後実施する研修については「実践編の開催」の希望が63.4%と最も多く、次いで「定期的な基礎編の開催」が45.8%ありました。

運営は、「京都式」ケアプラン点検ガイドラインの作成を担当している、当会のケアマネジメント委員会に依頼しました。Webセミナーでの課題としては、個別の質問が受けにくいことや、実際に受講者のケアプランの状況を見ながら助言することができないこと、グループワークの時は担当者を1名つけた方が良い等があがりました。



「京都式」ケアプラン点検ガイドライン（改訂版）の事業所配付

事業計画とおり、令和3年1月中旬に京都市内の939箇所の事業所に送付しました。配付対象事業種別は、介護予防支援事業所や居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護・介護保険施設等、介護支援専門員が配置されケアプラン作成を行うところです。今後予防版及び施設版の公表に合わせ、普及に向けての取組が必要と考えています。

(常任理事 川添 チエミ)

地域特性を活かした活動支援 ～様々な課題を抱えながら、次のステップに向けた大事な土台作りの初年度
各区支所の活動状況（3月上旬現在）をブロック理事から紹介します。

上京区	9月16日から運営委員会にブロック委員が参加。10月にコロナ禍での課題を共有するアンケートを実施(74回答/143)。1月にアンケート結果の報告と、チャートで学ぶコロナDVDの配布研修。2月12日に運営委員会をハイブリッド形式で実施し、3月に健康長寿推進課・課長を講師に研修開催を決定。
中京区	11月18日から幹事会にブロック委員参加。2月19日にZoomで幹事会を開催し、当面の活動について検討。
右京区	9月18日にZoomで「ケア・支援に役立つ記録を考える(77名参加)」、11月に「医療連携シートの作成送付」。12月に「虐待研修(文書研修)」。3月19日にZoomで「ハラスメント研修」を予定。

(京都市北西ブロック理事 北川 裕之)

北区	10月16日から、運営委員会に毎月3名のブロック委員が参加。Web環境調査のためアンケート実施に協力。11月以降、「オンラインでの研修開催を模索する(案)」を中心に協議継続中。
左京区	左京区在宅医療・介護連携支援センターと協力して、事業所のWeb環境アンケート調査を実施。毎月例会を予定していた時間帯にオンラインでの意見交換会を1月から毎月開催。来年度4月からの定例開催に向けて準備中。
東山区	11月19日研修会「障害福祉制度について～介護保険サービスとの併用～」会場30名とWeb14名参加。1月には会場にポケットWi-Fiをレンタル。会場とWeb参加をオンラインでつないで研修を実施。
山科区	9月16日研修会「価値・倫理・プライバシー保護」、10月22日研修会「ACP研修」在宅医療・介護連携支援センター共催。11月18日研修会「認知症に関する研修」認知症初期集中支援チームから講師派遣。来年度、オンライン開催に向けて検討中。
下京区	11月18日から運営委員会に参加。区役所主体での運営を事業所主体にシフトする方向で検討。YouTubeでの配信+資料配布で研修開催を検討。費用等を調査している。サービス毎の分科会設立は今後の課題として保留。

(京都市北東ブロック理事 塚田 聡)

伏見区本所	1月15日「介護支援専門員が知っておくべき運営基準について」当会井上会長による講義。3月には報酬改定研修を予定。
伏見区深草支所	今年度は介護サービス事業者等連絡会、深草管内の主任介護支援専門員有志の会、地域包括支援センター主任介護支援専門員の3団体共同で研修を開催予定。
伏見区醍醐支所	7月、9月と運営委員会、10月に各部会の連絡会開催。参加人数を各事業所1名に限定し時間も短縮を行った。隔月開催の予定をたて、12月度も同様のスタイルで開催した。通常の事業所連絡会とは別の位置づけで事業所参加の「Zoom歳末イベント『年末Zoomご挨拶会』」を開催。Zoomでみんな顔を合わせて、エールを送り合うという内容で現状の情報交換を行った。
南区	Web形式での事業者連絡会を12月に試験的に開催、33名が参加。3月の事業者連絡会には講師を招きWeb研修会を企画している。
西京区本所	連絡会議自体の開催主催者が明確ではなく、自主組織が存在しない為、西京区役所、地域包括支援センター、有志にて8月より毎月話し合いを重ねてきた。運営委員の組織の立ち上げに向け、10月に全事業所に向けてアンケートを行った。西京区のサービス事業者者連絡調整会議のあり方について1月に会場での説明会、およびWebでの説明会を開催。現在、準備委員を中心に運営委員となるメンバーの選出、運営規定、部会の組織化など暫定的な骨組みを検討し、3月に説明会を行い、運営委員の発足に向けて準備中。
西京区洛西支所	2月17日に「連絡調整会議の在り方についての意見の交換会の場」をZoomにて役員が参加し実施。3月には初めての全体での連絡会をZoomで開催予定。

(京都市南西ブロック理事 橋本 かおり)

<本事業の課題>

- ① 区・支所の特性を活かしながらも活動の標準化を目指す。
- ② 感染拡大等の影響を受けず安定的に事業を継続できる仕組みを構築する。(Web環境の整備を含む)
- ③ ブロック委員を中心とした当会との連携を強化する。

(常任理事 川添 チエミ)

一般社団法人日本介護支援専門員協会 第21回近畿ブロック研究大会in京都 —変わる時代、常に寄り添うケアマネジャー—

ホームページ等でもお伝えしておりますが、令和元年度開催予定だった大阪大会、令和2年度開催予定だった和歌山大会は新型コロナウイルス感染拡大に伴い、やむなく中止となりました。準備に励んでおられた方々にとっては大変な思いで決断されたことと思います。

令和3年度は京都府が主催の当番となっているため、令和2年8月から実行委員会を立ち上げ、Web会議等で毎月定期的に準備を進めております。大会テーマは「変わる時代、常に寄り添うケアマネジャー」に決定しました。開催時期は令和4年1月頃を予定しておりますが、新型コロナウイルスの今後の動向が読めないことからWeb配信による開催を目指しております。ライブ配信だけでなく、1週間程度の開催期間を設け、期間内でご都合のいい時に視聴できるオンデマンド形式と組み合わせる予定です。研究発表も録画形式で実施したいと考えております。近畿ブロック研究大会としては、集合形式ではない初のWeb研究大会ですので実行委員会の中でもどのような形になるのかイメージを膨らませながら企画・検討しております。

令和3年1月に行われた九州・沖縄ブロック研究大会in沖縄や、滋賀県介護支援専門員連絡協議会主催の第15回滋賀県介護支援専門員研究大会はWebで開催をされております。私自身が参加させていただき、参加者の視点からも多く参考にさせていただきました。参加して感じたことは、自宅からでも参加できることからリラックスした環境で発表や講演を聞けることです。ピリッとし

た緊張も集合形式での研究大会の醍醐味かと思いますが、スライド資料も見やすく発表者や講師の声も聞き取りやすかったのが印象的でした。参加者としての最低限の視聴マナーは必要ですが、集合形式より気軽に参加できるように思います。また、参加費も抑えられていること、交通費や移動時間もかからないことから、遠方の大会にも参加しやすくなりました。ただ、安定した通信環境やパソコンやタブレット端末等（個人的にはヘッドフォンがあるのと無いのでは音声の聞きやすさが違います）といった設備等を整えておく必要があることや、研修や会議ごとに使用するシステムツール（Zoom等）もそれぞれで異なるため操作性の違いがあったり、チャットや挙手といった機能を活用した質問方法が統一されていないため、参加するまでにシステムに慣れておく必要があります。

勿論、みなさまに安心して参加していただくためには、運営スタッフもある程度のパソコンスキルを求められます。ケアマネジメントに直接的には関係のないことですが、今後どの場面でもICTの活用が重要視されることになると思われますので、これを機に勉強を……と考えております。

まだまだ詳細なことは検討段階ですが、当会ホームページやFacebookでお伝えしていく予定です。みなさまのご参加をお待ちしております。

（研究大会実行委員長 村上 晶之）

今後、研究大会までの情報等は当会ホームページやFacebookで発信していきます！
Facebookは「京都府介護支援専門員会」で検索するとページをご覧ください！



令和3年度理事選挙について —立候補および推薦について—

令和3年度は理事改選の年です。当会の理事は法人の代表として介護支援専門員の資質の向上や社会的地位の確立を図るため、当会の事業運営の中心になり、その業務の効率的な執行を図る任務が与えられています。当会の事業目的に沿って組織の強化・発展を実践できる方、組織運営に積極的に参画していただける方にぜひお力添えをいただきたく、立候補をお待ちしております。

公益社団法人京都府介護支援専門員会定款第25条、公益社団法人京都府介護支援専門員会理事・監事細則に基づき、今年度の定時総会において理事改選を実施いたします。

理事について

理事には選出理事とブロック推薦理事があります。選出理事は、当法人正会員3名の推薦による立候補により総会で選出されます。ブロック推薦理事はブロック委員長及びブロック委員の合議により正会員の中から推薦され、各ブロック委員の代表として会の運営に携わります。

	選出理事	ブロック推薦理事
理事定数 10名以上 30名以内	会長1名 副会長3名 常任理事10名以内	丹後／中丹／中部／ 京都市北西／京都市北東／京都市南東／京都市南西 乙訓／山城／相楽

理事選挙公示

- ・選挙日・会場 令和3年6月19日(土)・令和3年度定時総会会場
(公益社団法人京都府介護支援専門員会研修センター)
※なお、新型コロナウイルスの感染者数等の状況によっては、定款第21条に定める書面議決等で実施することがあります。
- ・選挙人 選挙日における当法人定款第11条に定める当法人の社員である代議員
- ・立候補者の資格 選挙公示日時点において当法人定款第5条第1号に定める正会員
※代議員が立候補するときは、代議員選出細則第5条により代議員を辞任した後に立候補しなければならない。
- ・受付方法 所定様式を郵送にて受付先へ送付してください
立候補届出書(様式・理1)／立候補者推薦届出書(様式・理2) ※正会員3名分
履歴書(保存用)(様式・理3)／略歴・立候補理由(様式・理4)
様式は公益社団法人京都府介護支援専門員会ホームページの会員ページよりダウンロードしてください。<<http://www.kyotocm.jp/contents/downloads/>>
- ・受付期間 令和3年4月7日(水)～令和3年5月7日(金)(当日消印有効)
- ・受付先 〒604-0874京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町375ハートピア京都7階
公益社団法人京都府介護支援専門員会 選挙管理委員会宛 TEL 075-254-3970

令和3年度 定時総会

日時 令和3年6月19日(土)
会場 公益社団法人京都府介護支援専門員会研修センター(予定)

代議員の方は、
ご予約願います。

事務局からのお知らせ

■ 会員証について

令和3年3月15日(月)までに令和3年度会費を納入いただいた会員様には会員証を同封しております。それ以降にご入金の方には発行できませんのでご注意ください。

なお、令和3年度会費未納の会員様につきましては、入会及び退会規程第5条に基づき令和3年4月1日以降のサービスが停止となっております。

■ 「令和3年度京都府介護支援専門員研修のご案内」について

「令和3年度京都府介護支援専門員研修のご案内」冊子ができあがりしました。府内事業所の管理者様へ送付しております。会員の皆様にも同封いたしましたので、ぜひご活用ください。

■ 会員情報の更新について

現在ご登録いただいている会員情報(氏名・住所・電話番号・メールアドレス・勤務先等)に変更がある場合は、必ず同封の「住所・氏名・勤務先等の異動届」をご提出ください。当会ホームページの入力フォーム(<http://www.kyotocm.jp/contents/transfer/>)からの送信も可能です。



■ メールマガジンのご案内

メールマガジンは介護保険や医療保険の制度関連の最新情報のほか、当会が実施する企画研修の案内や介護支援専門員にとって必要な情報が満載です。当会ホームページ「メールマガジン申込フォーム」からお申込み、または「mail@kyotocm.jp」宛にメールにてお申込みをお願いします。(携帯電話のメールアドレスをご登録される場合は受信拒否設定の解除、「mail@kyotocm.jp」からの受信許可設定をお願いします)

宛先 mail@kyotocm.jp 件名 メールマガジン希望 本文 会員番号/氏名/配信希望メールアドレス

編集後記

新年度がスタートし、『2025年問題』と言われるその年まであと4年になりました。この2025年問題、いつ頃から取り上げられるようになったのだろうか?と調べてみたところ、インターネットの検索結果で2002年の厚生労働省のページを発見。当時の20歳代後半から30歳代前半の厚生労働省若手職員で構成される【2025年の社会の姿ワーキングチーム】により、『少子化社会を考える懇談会』の議論に資するように、3ヶ月の議論を経て『2025年の日本の姿』と題した報告書を提出した、と記されています。その内容は、2025年の日本社会への期待や希望をあらわしたもので、4部構成の第2部“2025年の高島さん一家の暮らし”には実現可能と思われる近未来の家族の生活が描かれていて、なかなか面白い内容です。ただ、この報告書には私たち介護支援専門員がよく目にする文章は一言もなく、2006年9月の同省資料に「平成27(2015)年には「ベビーブーム世代」が前期高齢者(65~74歳)に到達し、その10年後(平成37(2025)年には高齢者人口は(約3,500万人)に達すると推計される」というお馴染みの文章が登場します。4月の介護報酬改定の改定率は全体で+0.70%。とはいえ厳しい状況に変わりありません。しんどさを抱え込むのではなく、社会福祉の一翼を担う者として【2025年の社会の姿ワーキングチーム】が描いた期待や希望を地域の仲間とともに少しでもカタチにしたいと思います。(理事 北野 太郎)

京都ケアマネ・ポート66号

2021年4月1日発行

発行人: 井上 基

広報委員長: 中嶋 優

広報委員: 北野 太郎 柴田 崇晴 村上 晶之 橋本 かおり 松本 善則

発行元 公益社団法人 京都府介護支援専門員会

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375 京都府立総合社会福祉会館7階

TEL. 075-254-3970 FAX. 075-254-3971

E-mail: info@kyotocm.jp URL: http://kyotocm.jp/

京都銀行 府庁前支店 普通口座 4151049 シャ) キョウトフカイゴシエンセンモンインカイ